

岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会設置要綱

第1条 新生児聴覚検査を実施するにあたり、検査精度の維持向上を図り、検査から療育体制の充実を図るため、「岡山県新生児聴覚検査事業推進協議会」を設置するものである。

(事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚検査、精密検査の実施体制の検討
- (2) 診断確定後の療育に関する実施体制の検討
- (3) 事業の手引き及び事業実施の問題点等の検討
- (4) その他新生児聴覚検査の実施に関すること

(委員)

第3条 協議会委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の構成は必要に応じ、協議会において見直すものとする。

(役員)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成13年6月24日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。